

○感染症又は忌引による授業欠席者の取扱いに関する申合せ

	平成21年2月18日	第10回	教授会
改正	平成21年9月16日	第6回	教授会
改正	平成23年6月22日	第3回	教授会
改正	令和5年6月21日	第3回	大学運営会議
改正	令和7年1月22日	第9回	教授会

(趣旨)

第1条 この申合せは、次の各号に定める事由により学生が授業を欠席する場合の取り扱いについて必要な事項を定める。

(1) 別表1に掲げる学校保健安全法施行規則(昭和33年6月13日文部省令第18号)第19条第1項に定める感染症の罹患(以下「感染症罹患」という。)

(2) 別表2に掲げる親族の死亡による忌引(以下「忌引」という。)

(授業欠席の取扱等)

第2条 前条の事由より、授業に出席できない者は、授業開始時まで事務局教務課に連絡のうえ、すみやかに授業欠席承認願(別紙様式1)を提出しなければならない。

2 前項の承認願には、感染症罹患の場合には医師の診断書等(罹患した感染症名及び受診日などが記載された医療機関が発行したもの)、忌引の場合には会葬礼状等を添付するものとする。

3 第1項の承認願が適当と認められるときは、感染症罹患の場合は別表1に掲げる出席停止期間、忌引の場合は別表2に掲げる日数以内の期間における授業欠席時間数を出席したものとして扱うこととする。但し、各授業科目の出席要件により欠席が認められる最大の時間数を限度とする。

4 事務局教務課は、前項の承認願のうち感染症罹患の場合について、必要に応じて学校医に判断を求めることとする。

5 第3項の規定により欠席した分の授業について、科目責任者又は授業担当者は当該学生に対し、当該授業科目の到達目標に達するよう支援に努めるものとする。

6 事務局教務課は、第1項の承認願について、提出のあった翌月の学務委員会において提出件数及び承認件数を報告しなければならない。

(感染症罹患等による出席停止の指示)

第3条 学長は、学校保健安全法第19条の規定に基づき、感染症に罹患した、又は罹患している疑いがある学生に、出席停止をさせようとするときは、学校医・その他の医師に意見を求めたうえで、その理由及び期間を明らかにして、当該学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、別表1に掲げる基準による。

(第1・2種感染症罹患のおそれがある学生への準用)

第4条 別表1に掲げる第1種又は第2種の感染症(以下「第1・2種感染症」という。)に罹患した者の家に居住する学生、第1・2種感染症の罹患者と濃厚な接触があった学生、第1・2種感染症が発生した地域から通学する学生、及び第1・2種感染症の流行地を旅行した学生など、第1・2種感染症に罹患するおそれがある場合に、発生状況その他の事情により必要と認めるときは、前条第1項の規定を準用する。

2 出席停止の期間は、学校医の意見を聞いて適当と認める期間とする。

(感染症罹患等による出席停止の解除)

第5条 前2条の規定による出席停止の解除を求めるにあたって、当該学生は医師の診断書等別表1に掲げる出席停止期間の基準に該当しないことを証する書類を事務局教務課に提出しなければならない。

2 第1項の書類が提出された場合において、学長は学校医に意見を求め、別表1に掲げる出席停止期間の基準に該当しないことを確認した後に、出席停止を解除するものとする。

付 則

この申合せによる取扱いは、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この申合せによる取り扱いは、平成21年9月16日から施行する。

付 則

この申合せによる取り扱いは、平成23年6月22日から施行する。

付 則

この申合せによる取扱い、令和5年5月8日から施行する。

付 則

この申合せによる取り扱いは、令和7年1月22日から施行する。

(別表1)

感染症における出席停止期間（学校保健安全法施行規則第19条適用）

分類	伝染病の種類	出席停止期間の基準	備考
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属のSARSコロナウイルスであるものに限る。) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項から第9項までに規定する「新型インフルエンザ」、「指定感染症」及び「新感染症」	治癒するまで	※授業欠席の場合： 各授業毎に定める出席要件により欠席が認められる最大の時間数まで出席したものとして扱う。
第二種	インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	解熱した後二日を経過するまで	
	百日咳	特有の咳が消失するまで	
	麻疹	解熱した後三日を経過するまで	
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで	
	風疹	発疹が消失するまで	
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後二日を経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	第三種と同じ取扱い	
	※ただし、病状により医師において伝染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。		
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の伝染病	病状により医師において伝染のおそれがないと認めるまで	

(別表2)

忌引日数表

死 亡 し た 者		日 数	備 考
配 偶	者	1 0 日	※授業欠席の場合： 各授業毎に定める出席要件により欠席が認められる最大の時間数まで出席したものとして扱う。
血 族	一親等の直系尊属（父母）	0 7 日	
	同 卑属（子）	0 5 日	
	二親等の直系尊属（祖父母）	0 3 日	
	同 卑属（孫）	0 1 日	
	二親等の傍系者（兄弟姉妹）	0 3 日	
	三親等の傍系尊属（伯叔父母）	0 1 日	
姻 族	一親等の直系尊属	0 7 日	
	同 卑属	0 1 日	
	二親等の直系尊属	0 1 日	
	二親等の傍系者	0 1 日	
	三親等の傍系尊属	0 1 日	

注 1 生計を一にする姻族の場合は、血族に準ずる。

注 2 葬祭のため遠隔の地におもむく必要のある場合に、実際に要した往復日数を加算することができる。